第３章　教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

1　地域の実態や保護者の要請により，教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については，幼児の心身の負担に配慮するものとする。また，次の点にも留意するものとする。

(1) 教育課程に基づく活動を考慮し，幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際，教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。

(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し，教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際，地域の人々と連携するなど，地域の様々な資源を活用しつつ，多様な体験ができるようにすること。

(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際，情報交換の機会を設けたりするなど，保護者が，幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。

(4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ，例えば実施日数や時間などについて，弾力的な運用に配慮すること。

(5) 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること。

2　幼稚園の運営に当たっては，子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して，園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ，幼児期の教育に関する相談に応じたり，情報を提供したり，幼児と保護者との登園を受け入れたり，保護者同士の交流の機会を提供したりするなど，幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め，地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際，心理や保健の専門家，地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

○文部科学省告示第六十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の規定に基づき，小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の全部を次のように改正し，平成三十二年四月一日から施行する。平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については，別に定める。

平成二十九年三月三十一日　　文部科学大臣　松野　博一

小学校学習指導要領

目次

前文
第１章　総則
第２章　各教科
　第１節　国語
　第２節　社会
　第３節　算数
　第４節　理科
　第５節　生活
　第６節　音楽
　第７節　図画工作
　第８節　家庭
　第９節　体育
　第10節　外国語
第３章　特別の教科　道徳
第４章　外国語活動
第５章　総合的な学習の時間
第６章　特別活動